

## 2 床材と段差

### 1) 床材

#### 基本となる考え方

床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮し、高齢者・障害者等が安全かつ快適に利用できるものとする。滑りやすさは材料や仕上げの状態だけではなく、履物の底の状態や水・砂等の付着などの表面状態によっても左右されるので注意する。

置き敷きのジュータンやマット等は、端部がめくれたり、段差の原因となるので、使用にあたってはあらかじめ建築計画に組み込むなどの配慮が必要

#### 評価指標

- 床面の滑りやすさ・滑りにくさの指標として、JISA 5705(ビニル系床材)付属書に定める「床材の滑り試験方法(斜め引張形)」によって測定される「滑り抵抗係数(C.S.R.)」がある。この係数が大きいほど滑りにくく、小さいほど滑りやすい。
- 滑り抵抗係数は素材固有のものであるが、床表面に水・砂が付着した場合と通常時の差が大きい材ほど滑りやすくなる。
- 同一の床において、滑り抵抗係数の差が大きい材料の複合使用は避ける。

#### 床材の滑り試験

- 滑り抵抗係数を規定する際には、床の使用条件を考慮して、以下のうちから該当部位において可能性のある表面状態を検討する。

1. 清掃し、乾燥した状態
2. ほこりが付着した状態
3. 水分が付着した状態
4. 油が付着した状態

### 2) 段差

#### 基本となる考え方

水平の移動に際しては床の段差は設けないよう配慮する。少しの段差でも、高齢者等のつまずきによる転倒事故の原因になる場合がある。特に室内や屋外の出入口には原則段差を設けない。

#### 5. その他(ワックスを塗布した状態等)

##### 材料・仕上げ

- 床の材料と仕上げは当該部位の使用条件を考慮した上で、原則として以下の滑り抵抗係数を満足するものとすること。但し、体育館の床等激しい運動動作を行う箇所については、あまり滑らない床も危険なので、この限りではない。

1. 下足で歩行する部分	0.4 ~ 0.9
2. 上足で歩行する部分	0.35 ~ 0.9
3. 素足で歩行する部分	0.45 ~ 0.9
4. 傾斜路の部分	0.5 ~ 0.9

- タイル貼り仕上げの場合、杖の先がひっかからないように、目地はできるだけ細く浅くする。

- 凸凹の大きい床材や毛足の長いジュータン等は、安全な歩行を妨げる場合や車いす使用者にとっては移動しにくい場合もある。特に凸凹の大きい床材は視覚障害者が誘導用ブロックと判別しにくい場合があるので注意する。

##### 溝蓋など

- グレーチング・マンホール・格子蓋などは、歩行者の通行の障害とならないように配慮して設置する。

- 排水溝には、車いす使用者や視覚障害者が落ちたり、つまずいたりしないように蓋をして、歩道と同一レベルとする。

- 格子蓋を設置する場合は、下肢障害者などの歩行困難者が使用する松葉杖の先が落下するのを防ぐため、格子穴は1.5cm×10cm以下、丸穴は直径2cm以下のものを使用する。

- 車いすの前輪(キャスター)が、排水溝などに落ち込まないように、グレーチングのペアリングバーピッチは1.5cm以下とし、ペアリングバーが進行方向と直角になるように配慮する。

#### 段差

- 高齢者や車椅子使用者にとって段差は障害となるが、わずかの段差が視覚障害者にとって危険防止のサインとなる場合があるので、状況に応じて配慮する。

- やむを得ず設ける段差は、スロープを併設し、段鼻の色を変える等の配慮をし認識しやすくする。(12頁参照)